

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	新型コロナウイルス対策グループ
契約締結年月日	令和 4 年 4 月 1 日
契約者名	山梨大学医学部附属病院／白根徳洲会病院／韮崎市立病院／山梨厚生病院／富士温泉病院／加納岩総合病院／富士川病院／飯富病院／富士吉田医師会／富士吉田市立病院／山梨赤十字病院／上野原市立病院／大月市立中央病院／都留市立病院／若葉クリニック
契約名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する行政検査業務
契約金額 (税込み)	PCR検査：9, 350円/件 抗原定量検査：7, 744円/件
随意契約理由	<p>県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、症状の有無にかかわらず接触者に対し、幅広く「行政検査」を実施している。</p> <p>そのため、クラスターが発生した場合には、検査数は非常に多くなり、検査主体である保健所の負担は増大するとともに、検査実施までに時間を要する。</p> <p>県が医療機関と委託契約を締結することで、当該医療機関は保健所に代わり「行政検査」を行うことができ、また、検査を速やかに行うこともできる。</p> <p>当該業務が実施可能な医療機関は、PCR 検査等が可能で、かつ、その医療機関の受け入れ患者のみならず、県からの行政検査の依頼を受け入れることが可能な医療機関に限られる。</p> <p>県としては、感染拡大防止のために、可能な限り検査体制を整備しておく必要があり、実施可能な全ての医療機関と契約を締結する必要がある。</p> <p>以上のことから、契約については地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約とし、また、当該契約における単価は、保険点数から算出し設定するため、山梨県財務規則第 137 条第 5 項第 2 号の規定に</p>

	より、見積もり合わせを省略する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号